

## 第 10 章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の6において示したとおり、経過観察を実施し、負の影響が確認又は予見された場合には、速やかに原因を除去し又は影響を軽減させるための対策を立案・実施していくことが必要である。

また、対策を実施した後も経過観察を実施することにより、対策の評価・見直しを図りながら、富士山の顕著な普遍的価値を後世へと確実に継承していく必要がある。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第3章において整理した資産及び周辺環境の現状・課題に基づき、資産の経過観察を適切に行う上での方向性を明示するとともに、経過観察の指標、具体的方法、周期、実施する主体等について示すこととする。

### 1. 方向性

#### (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定

経過観察を適正に行うために、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの観点から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、観察・測定の指標・周期、観察記録の主体を定める。

#### (2) 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施

観察の結果、資産及び周辺環境に対する負の影響が認められ又は予見される場合には、速やかに関係機関と協議し、負の影響を未然に防止し、原因を除去又は負の影響を軽減させるための対策について立案・実施する。

### 2. 方法

#### (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標

資産及び周辺環境に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 22 に示すとおりである。

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

| 資産及び周辺環境に対する負の影響  |                   | 観察指標                           | 指標の測定内容・手法                           | 周期 | 観察記録主体     |
|-------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------------------|----|------------|
| 開発・都市基盤施設の整備による影響 | 1. 都市基盤施設の整備による影響 | a) 電線の地中化延長                    | 電線の地中化の延長状況について把握する。                 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県 |
| 自然環境の変化           | 2. 酸性雨            | b) 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、窒素酸化物） | 大気の常時監視を行い、大気の大気二酸化硫黄、窒素酸化物含有量を測定する。 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県 |

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

| 資産及び周辺環境に対する負の影響 |                       | 観察指標              | 指標の測定内容・手法   | 周期    | 観察記録主体                      |
|------------------|-----------------------|-------------------|--|-------|-----------------------------|
|                  | 3. 気候温暖化              | c) 植生調査           | 1m×10mの永久方形枠に1m×1mのサブコードラート10個を設け、出現種、植被率等を記録する。   | およそ5年 | 環境省                         |
|                  |                       | d) 森林限界の変動        | 森林限界線に地点を定め、その位置の時間的変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的変化を観測する。 | およそ5年 | 試験研究機関                      |
|                  |                       | e) 気温の経年変化        | 大気の時常監視を行い、気温の変化を観測する。                             | 毎年    | 気象庁                         |
|                  | 4. 野生動物及び病虫による影響      | f) 森林の病虫獣害による被害面積 | 森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。                           | 毎年    | 林野庁<br>山梨県<br>静岡県           |
| 自然災害             | 5. 噴火                 | g) 火山活動の観測        | 地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。                         | 随時    | 気象庁<br>山梨県<br>静岡県<br>試験研究機関 |
|                  | 6. 土砂災害               | h) 土砂災害・崩壊地形の調査   | 航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。          | 随時    | 国土交通省                       |
|                  | 7. 地震                 | i) 前兆現象の観測        | 地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。                        | 随時    | 気象庁<br>山梨県<br>静岡県<br>試験研究機関 |
|                  | 8. 自然災害による建造物等や景観への影響 | j) 文化財き損届件数       | 文化財のき損届の件数による被害の把握を行う。                             | 毎年    | 山梨県<br>静岡県<br>市町村           |
|                  |                       | k) 森林の風水害被害面積     | 風水害による森林の被害面積の把握を行う。                               | 毎年    | 林野庁<br>山梨県<br>静岡県           |

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

| 資産及び周辺環境に対する負の影響 |                         | 観察指標           | 指標の測定内容・手法                                | 周期 | 観察記録主体            |
|------------------|-------------------------|----------------|---|----|-------------------|
|                  | 9. 火災による景観への影響          | l) 森林の火災被害面積   | 森林における火災による被害面積の把握を行う。                    | 毎年 | 林野庁<br>山梨県<br>静岡県 |
| 来訪者及び観光による影響     | 10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響 | m) 主要地点への来訪者数  | 主要地点への来訪者数を把握する。                          | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町  |
|                  |                         | n) 五合目への来訪者数   | 各登山道の五合目への来訪者数を把握する。                      | 毎年 | 山梨県<br>市町         |
|                  |                         | o) 登山者数(八合目以上) | 各登山道の八合目以上への来訪者数を把握する。                    | 毎年 | 環境省               |
|                  |                         | p) 自動車数        | 富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県        |

(2)「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標

各構成資産及び構成要素に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 23 に示すとおりである。

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

| 資産及び周辺環境に対する負の影響 |                            | 観察指標                         | 指標の測定内容・手法                  | 周期 | 観察記録主体      |
|------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|----|-------------|
| 各構成資産            | 1. 建造物における火災               | a) 防災設備の点検状況                 | 防災設備の点検を行う。                 | 毎年 | 所有者<br>管理団体 |
|                  | 2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化 | b) 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の保全状況 | 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の巡視を行う。 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県  |

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

| 資産及び周辺環境に対する負の影響 | 観察指標        | 指標の測定内容・手法          | 周期                                       | 観察記録主体 |                   |
|------------------|-------------|---------------------|--|--------|-------------------|
|                  | 3. 湖沼・湧水の水質 | c) 水質               | 湖沼(富士五湖)・湧水(忍野八海)の水質(pH、COD、有害物質等)測定を行う。 | 毎年     | 山梨県<br>町村         |
| 展望景観             | 4. 景観変化     | d) 定点観測地点からの展望景観の変化 | 図 106 に示す定点観測地点において、視界に入り込む阻害要因について把握する。 | 毎年     | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |

(3)「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標及び指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録組織については、表 24 に示すとおりである。

表 24 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

| 観察指標                     | 指標の測定内容・手法   | 周期 | 観察記録組織            |
|--------------------------|--|----|-------------------|
| a) 富士山に関する研修会等実施状況       | 富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数等を把握する。                            | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |
| b) 環境保全活動の実施状況           | 富士山に関する環境保全活動への参加者数等を把握する。                                 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |
| c) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況    | 富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施回数、参加人数等を把握する。                           | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |
| d) パンフレット・ホームページによる情報提供数 | パンフレット類及びホームページによる世界遺産富士山の顕著な普遍的価値及び保全に関する情報提供の状況について把握する。 | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |
| e) 顕著な普遍的価値に関する理解の状況     | 富士山の顕著な普遍的価値に関する来訪者の認知・理解度を測定する。                           | 毎年 | 山梨県<br>静岡県<br>市町村 |

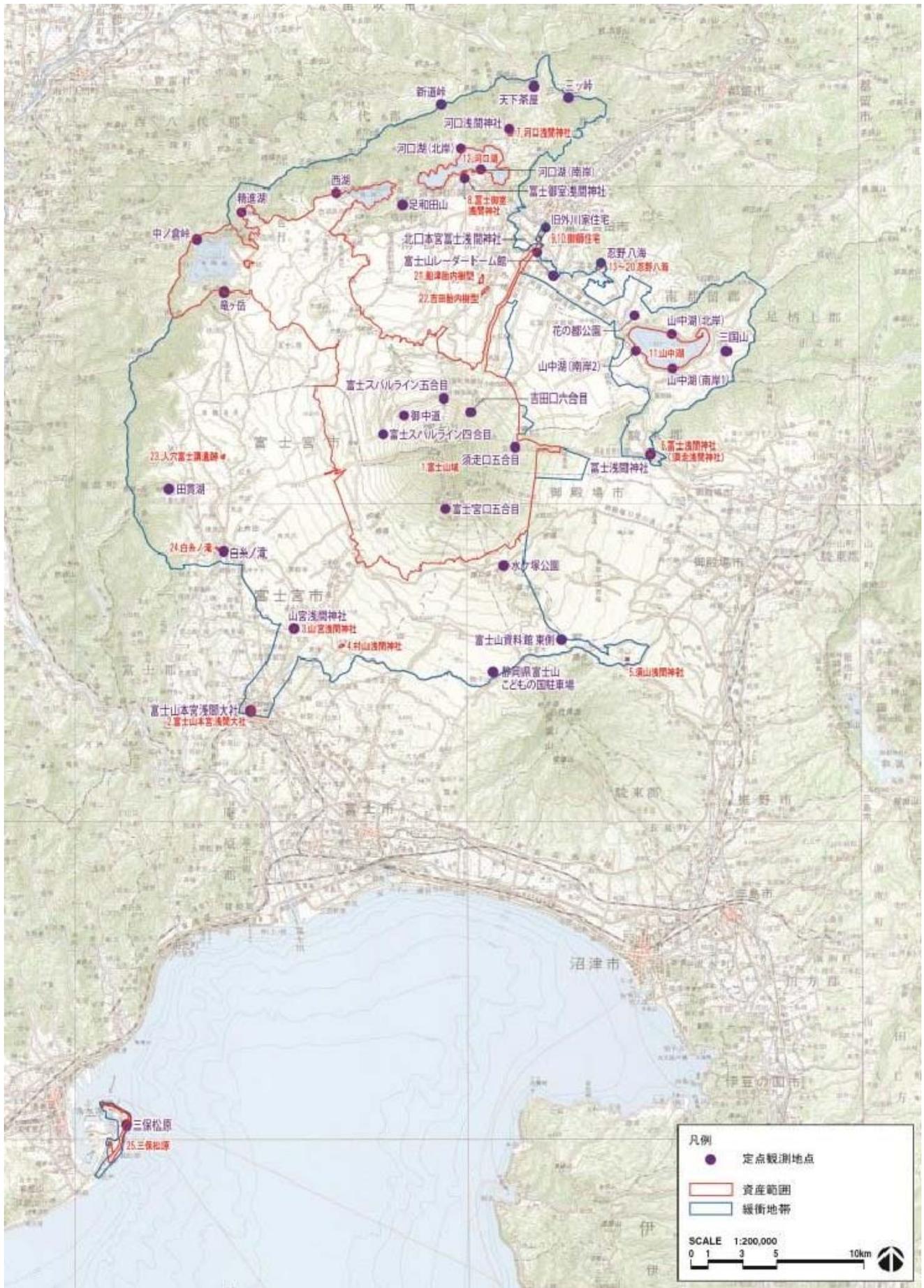


図 106 定点観測地点位置図